保 護 者 の 皆 様 へ　　令和５年４月

「学校管理下で起きた災害事故」の医療費給付制度について

（日本スポーツ振興センター災害共済給付制度のお知らせ）

【医療費の支給について】

「学校管理下で起きた災害事故」については、医療費等の給付を行う共済制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター法）が適用されます。この制度の掛金は保護者負担分も区で負担し、保護者からは徴収いたしません。

＜対象＞　医療費総額が、一般医療機関受診の場合、500 点以上（病院窓口で健康保険証を使用して支払う額が 1,500 円以上）、接骨院受診の場合、5,000 円以上が対象です。ただし、保険診療外医療費（健康診断、差額ベッド代、文書料、特定機能病院の初回診察料など）は、給付の対象となりません。

また、「学校管理下で起きた災害事故」で医療機関を受診する時は、原則、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用することになりますので、子ども医療証を使用せず、通常加入している国民健康保険証・社会保険組合員証・共済健康保険組合員証等を使用して受診してください。

※子ども医療証を使用した場合でも、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用されます。

※医療費総額が 500 点未満（接骨院受診で 5,000 円未満）の場合は、この制度の適用がありません。子ども医療証をお持ちの方は、提示して受診してください。

＜給付額＞　日本スポーツ振興センターの審査により、給付額が決定します。原則として、保険診療の医療費総額の 3 割の額（療養に要する費用の算定額）に、保険診療の医療費総額の 1 割（療養に伴って要する費用）を加算した額となります。

＜災害給付の範囲＞　給付の対象となる災害事故の範囲は、次のような場合です。

①　児童・生徒が通常の経路で通学している時。　②　学校で授業を受けている時。

③　運動会、修学旅行、校外学習の時。　④　学校給食に起因する中毒などの時。

⑤　休けい時間の時。　⑥　放課後などで校長の指示または承認によって活動している時。

※上記以外にも対象となる場合があります。学校へお問い合せください。

＜給付制限＞　受診した月から**２年間**請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。給付期間は、給付事由が生じた日から最長**１０年間**となります。

＜請求方法＞　災害事故で医療機関を受診した時は、学校へ申し出て所定の書類（医療等の状況、口座振込依頼書等）を受け取り、医療機関で証明をもらったのち、学校へ提出してください。日本スポーツ振興センターの審査後、給付金が教育委員会から保護者の口座に振り込まれます。書類を提出されてから、給付金が振り込まれるまで、２～３ヶ月ほどかかります。

※　子ども医療費助成制度とは、区が小・中学生を対象に健康保険による通院・入院医療費の自己負担分および入院時食事療養費の自己負担分を助成する制度です。助成を受けられる児童・生徒には、「子ども医療証」が交付されます。

問合せ：渋谷区教育委員会事務局学務課学校事業係　電話 03-3463-2989（直通）

保 護 者 の 皆 様 へ　　令和５年４月

「幼稚園管理下で起きた災害事故」の医療費給付制度について

（日本スポーツ振興センター災害共済給付制度のお知らせ）

【医療費の支給について】

「幼稚園管理下で起きた災害事故」については、医療費等の給付を行う共済制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター法）が適用されます。この制度の掛金は保護者負担分も区で負担し、保護者からは徴収いたしません。

＜対象＞　医療費総額が、一般医療機関受診の場合、500 点以上（病院窓口で健康保険証を使用して支払う額が 1,500 円以上）、接骨院受診の場合、5,000 円以上が対象です。ただし、保険診療外医療費（健康診断、差額ベッド代、文書料、特定機能病院の初回診察料など）は、給付の対象となりません。

また、「幼稚園管理下で起きた災害事故」で医療機関を受診する時は、原則、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用することになりますので、乳幼児医療証を使用せず、通常加入している国民健康保険証・社会保険組合員証・共済健康保険組合員証等を使用して受診してください。

※乳幼児医療証を使用した場合でも、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用されます。

※医療費総額が 500 点未満（接骨院受診で 5,000 円未満）の場合は、この制度の適用がありません。乳幼児医療証をお持ちの方は、提示して受診してください。

＜給付額＞　日本スポーツ振興センターの審査により、給付額が決定します。原則として、保険診療の医療費総額の 3 割の額（療養に要する費用の算定額）に、保険診療の医療費総額の 1 割（療養に伴って要する費用）を加算した額となります。

＜災害給付の範囲＞　給付の対象となる災害事故の範囲は、次のような場合です。

① 園児が通常の経路で通園している時。　② 幼稚園で幼児教育を受けている時。

③ 運動会、園外保育などの時。　④ 休けい時間の時。

⑤ 保育時間外などでも園長の指示または承認によって活動している時。

※上記以外にも対象となる場合があります。幼稚園へお問い合せください。

＜給付制限＞　受診した月から**２年間**請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。給付期間は、給付事由が生じた日から最長**１０年間**となります。

＜請求方法＞　災害事故で医療機関を受診した時は、幼稚園へ申し出て所定の書類（医療等の状況、口座振込依頼書等）を受け取り、医療機関で証明をもらったのち、幼稚園へ提出してください。日本スポーツ振興センターの審査後、給付金が教育委員会から保護者の口座に振り込まれます。書類を提出されてから、給付金が振り込まれるまで、２～３ヶ月ほどかかります。

※　乳幼児医療費助成制度とは、区が就学前の乳幼児を対象に健康保険による通院・入院医療費の自己負担分および入院時食事療養費の自己負担分を助成する制度です。助成を受けられる園児には、「乳幼児医療証」が交付されます。

問合せ：渋谷区教育委員会事務局学務課学校事業係　電話 03-3463-2989（直通）

学校(園)でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担しています。
その仕組みを**「災害共済給付制度」**といいます。

先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。

センターから給付金が支払われます！

学校で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターは内容を審査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。

＊健康保険が適用される受診が対象です。
＊受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。
用紙を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことをご了承ください。

学校の管理下って？

1 授業中（保育中を含む）

例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

2 学校の教育計画に基づく課外指導中

例 部活動、林間学校、臨海学校など

3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中

例 始業前、業間休み、昼休み、放課後

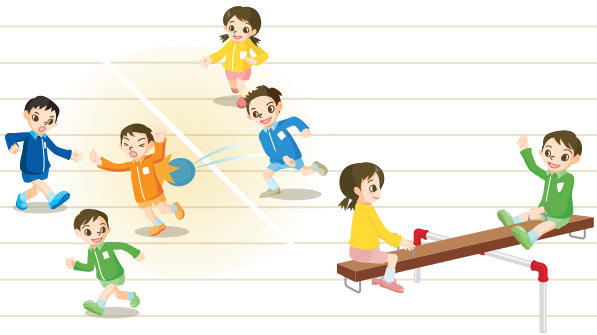

4 通常の経路及び方法による通学（園）中

例 登校（登園）中、下校（降園）中

5 その他

寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします

授業中にはさみで指を切る

遠足で虫に刺される

休憩時間に鉄棒から落下

通学中に自転車で転倒

休憩時間に階段から滑って転倒

部活動中の熱中症

学校給食などによる食中毒

部活動試合中の転倒

障　害	負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第 1 級から第 14 級まで区分）
死　亡	学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

本チラシは概要をお知らせしています。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/